しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な２車線の道路であることから、交通容量が不足しており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。また、一部歩道が整備されていない区間があるなど、交通事故が発生する危険性も高まっており、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況である。

起業者が平成21年５月に実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、茅ヶ崎市香川地内において20,245台／日、混雑度は1.85となっている。また、高座郡寒川町一之宮地内の一之宮小入口交差点を先頭に、寒川跨道橋へ向かう交通について最長480mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道の交通混雑の緩和が図られることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

また、本件事業は起点側にて既に暫定にて供用を開始している本路線の湘南銀河大橋と接続することにより、一級河川相模川水系相模川渡河部の交通混雑が緩和されるなど、平塚市、茅ヶ崎市をはじめとする本路線の沿線地域間の移動動線の短絡化及び所要時間の短縮が図られることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件区間が一般国道468号［有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」］（以下「さがみ縦貫道路」という。）と重複しており、さがみ縦貫道路事業の都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）に基づき、平成６年６月に本件事業を考慮した環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目において一部環境基準を満足しない値が見られるが、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、国土交通大臣が環境影響評価法等に準じて、任意で上記の環境影響評価の照査を実施したところ、評価項目のうち、大気質、振動については環境基準等を満足し、騒音については環境基準を満足しない値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり遮音壁の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ及びツマグロキチョウ等が確認されているが、本件区間周辺にはススキ・オギ群落などの生息環境が広く分布し、本事業による改変面積は小さいことから、影響は少ないと認められる。また、植物については、本事業地周辺に、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシが確認されているが、工事実施前に確認調査を行い、工事による改変箇所に確認された場合には、生育可能な箇所へ移植を行い、生育環境の保全措置を行うことから、影響は少ないと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は発掘調査を実施しており、今後も神奈川県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、バイパス方式により４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和28年９月30日に都市計画決定され、昭和36年８月21日、昭和44年４月16日、昭和47年２月29日及び平成６年６月17日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、さがみ縦貫道路の橋脚が中央帯又は自転車歩行者道幅員内部に設置されることによる幅員の増加等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

さらに、本件事業の施行に伴う市道及び町道付替工事の内容についても施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、主要幹線道路であるにもかかわらず朝夕の通勤時間帯において慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県高座郡寒川町役場及び茅ヶ崎市役所

○関東地方整備局告示第三百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の区域

(二)　路線名　五十一号

(三)　道路の種類　一般国道

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
出成田市大字東方五三九番一から同市大字野毛平字椎ノ九〇番一まで	後前	一二・四三・七五三メートル 一二・三一六メートル	〇・五四一キロメートル 〇・一一メートル

○関東地方整備局告示第三百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号千葉県宍房郡鋸南町保田字濱田二二九番四から同町保田字濱田二二九番五まで	関東地方整備局千葉国道事務所及び同局	

供用開始の期日　平成二十一年十二月十八日